

令和3年10月14日
開会 10時00分

○江上議長

おはようございます。まず、定足数の確認をいたします。議員定数16人中、ただ今の出席議員は16人で、定足数に達しております。従いまして、令和3年第2回宗像地区事務組合議会定例会は成立了ので、ここに開会いたします。

さて、10月1日に新型コロナウイルスに関する国の緊急事態宣言が解除されましたが、福岡県では引き続き、県独自の福岡コロナ警報に移行され、本日までその期間となっております。従来の議会におきましても、皆様のご理解とご協力によりまして、無事、議会運営を行うことが出来ておりますことに、改めて感謝の意を表したいと存じます。そこで本日の会議におきましても、感染予防対策をいたしまして、これまでの対策に加え、今回新たに、ご覧のとおり、議員席と執行部席の間に飛沫拡散防止スタンードを設置しております。また、これまで同様、円滑な議事運営、進行を図るため、質疑、討論並びに説明、答弁は簡潔かつ明確に行っていただきますよう、お願いを申し上げます。併せて、良好な議場環境を保つために、定期的な換気を行い、出席人数抑制のために議案に応じた執行部の入れ替えを行いますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、直ちに会議を開きます。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、会議事件説明のため、伊豆組合長をはじめ、関係職員各位の出席を求めております。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

これより、日程に入ります。日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定に基づき、7番吉田剛議員、8番中村清隆議員を指名します。

次に、日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。従いまして、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

次に、日程第3 「諸報告および提案概要説明」を行います。伊豆組合長から、令和3年第2回定例会招集にあたり、挨拶ならびに報告事項があればお受けいたします。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆さま改めましておはようございます。本日、令和3年第2回議会定例会を開催するにあたりまして、ご挨拶と議案の概要説明をいたします。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。従前より引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りながらの議会となります。何とぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日の定例会は、2件の報告と13件の議案について、ご審議をお願いするものであります。

報告第 1 号は、令和 2 年度水道事業会計における建設改良費予算の繰越額を報告するものであります。

報告第 2 号は、水道事業会計の債権放棄について、報告するものであります。

第 18 号議案は、地方自治法第 179 条第 1 号に基づいて専決処分を行った一般会計の補正予算第 2 号について、報告をし、承認を頂くものでございます。

第 19 号議案は、予定価格 2 千万円以上の救急自動車の購入契約に伴い、議会の議決を求めるものであります。

第 20 号議案は、公平委員会委員を選任する事について、議会の同意を求めるものであります。

第 21 号議案は、組合職員及び公平委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正するものであります。

第 22 号議案は、宗像市鐘崎の高度衛生型荷さばき所の整備に関し、給水区域の一部拡張を行うため、水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

第 23 号議案から第 26 号議案までは、一般会計、急患センター事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、水道事業会計、合わせて 4 会計の令和 2 年度決算について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

第 27 号議案から第 30 号議案までは、同じく 4 会計の令和 3 年度補正予算を提出しております。

以上、いずれも重要な案件でございますので、何とぞご審議くださいまして、議決及び認定を賜りますよう何とぞよろしくお願ひいたします。

○江上議長

以上で伊豆組合長の挨拶並びに報告を終わります。

次に、日程第 4 報告第 1 号「令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

おはようございます。報告第 1 号を説明いたします。

議案書の右下に議案番号を付しておりますので、以下の議案説明の際もそちらをご確認ください。議案書の 1 ページをお開きください。

報告第 1 号 令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について
令和 2 年度水道事業に係る繰越計算書を地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。令和 3 年 10 月 14 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

それでは、内容につきまして説明いたします。1 ページの 2 予算繰越計算書をお開きください。

1 款資本的支出、1 項一般改良費の配水管布設替事業におきまして、6 目配水施設費、22 節工事請負費を 647 万 3,390 円、8 目事務費、15 節委託料を 170 万 5,000 円繰り越しいたしました。内容としましては、福岡県が施工している宗像大社付近の川端橋の架け替え工事に併せ、配水管を添架する工事を行うものですが、県の工事進捗により年度内の完了が困難となったため、繰り越すものでございます。

以上で、令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書についての説明を終わります。

○江上議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第1号を終わります。

次に、日程第5 報告第2号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

報告第2号を説明いたします。議案書の2ページをお開きください。

報告第2号 宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について

宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和3年10月14日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

1. 放棄した債権の種類・件数・金額

放棄した債権の種類 水道事業会計水道使用料 件数 98件 金額 80万3,525円

2. 放棄した時期 令和3年3月31日

3. 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため

水道料金の滞納については、催告書の発送や給水停止を行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、やむを得ず時効期間の2年が経過したことから、債権放棄したためご報告させていただくものです。内訳としましては、市外転出などにより消息不明となったものが87件、75万1,457円、死亡などによるものが11件、5万2,068円となっております。

以上で、宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄についての説明を終わります。

○江上議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第2号を終わります。

次に、日程第6 第18号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第18号議案をご説明いたします。議案書の18ページをお開きください。

第18号議案 専決処分の承認について

令和3年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）について、令和3年8月12日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和3年10月14日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

令和3年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めた。

提案理由 指定寄附金を採納し、高規格救急自動車及び資器材の購入を行うため、令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を定める必要が生じたが、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

専決の理由について、消防長から具体的に申し上げます。

○江上議長

永島消防長。

○永島消防長

消防長の永島でございます。当消防本部が宗像消防署で現在稼働しております高規格救急自動車のうち 1 台は、平成 28 年に株式会社木村組様から寄附された救急自動車でございます。本年 6 月には、再び高規格救急自動車を寄附したいとの申し入れがありました。株式会社木村組様は、過去に従業員の方が当本部の救急搬送を受けられまして、そのときの消防活動への感謝の思いと、長年宗像で企業活動を続けてこられたことへのお礼を込めて、何か地域に貢献できたらと再び寄附される運びとなりました。今回は、前回と同様に、高規格救急自動車とさらに救急資器材を寄附したいとのお考えが先方にありました。しかしながら、本年 7 月末までに寄附を済ませたいとの事情があったものの、車両製作の時間を確保できなかつたために、急ぎ、金銭での寄附を 7 月中にしてくださいました。

今回の件は、そもそも車両そのものの寄附をお考えであった指定寄附金であることにも鑑みまして、さらに、この浄財を受け、少しでも早く新しい救急自動車を活用して欲しいとの寄附者の意向もくみとりまして、当組合執行部で専決予算を定めまして、車両購入の仮契約と資器材の発注をさせていただいたものでございます。専決の理由は以上でございます。補正予算書の内容につきましては、事務局長からご説明いたします。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

では、補正予算の説明に入ります。議案書の次のページ、補正予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,250 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 6,835 万円とするものでございます。

第 2 条の繰越明許費は、表でご説明します。4 ページをお開きください。第 2 表 繰越明許費です。4 款消防費、1 項消防費、事業名救急車更新事業費、金額 3,250 万円です。コロナ禍等の影響も考慮し、製作着手から最長 10 か月程度の期間を要すると見込んで、繰越明許費を計上したものです。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。

まず、歳入の説明を行います。10、11 ページをお開きください。9 款寄附金、1 項寄附金、2 目指定寄附金は、補正前の額 0 円に対し、3,250 万円を増額しています。これは、高規格救急自動車及びその資器材の財源として、株式会社木村組が本年 7 月に当組合に寄附してくださった金額と同額です。

次に、歳出の説明に入ります。12ページ、13ページをお開き下さい。4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、補正前の額17億5,052万2千円に対し、3,250万円を増額し、17億8,302万2千円としています。これは、説明欄にありますとおり、高規格救急自動車及び資器材の購入費です。内訳は、高規格救急自動車が2,139万円で、資器材が1,111万円です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。横山議員。

○横山議員

10番横山でございますが、前回ですね、同じものかどうか私も明確には存じないんですけれど、高規格救急自動車で、契約額が2,178万円ですかね。今回は2,139万円ということなんですが、どういった内容の救急車で、どういったことで差額がこうなったのかお聞きしたい。

○江上議長

永島消防長。

○永島消防長

うちの救急車は、全て同じ仕様にしておりますので、その金銭をいただいておりました。事前に、納入業者と寄附者の方の間で、金額が結ばれておりましたので、差額はそういったところじゃないでしょうか。通常は一般入札で入札しており、車両、資器材の仕様は全く同じものでございます。

○江上議長

横山議員。

○横山議員

寄附金ということですので、ありがたく本当に感謝するところなんですけれど、同じ仕様であって、金額的なものに開きがあるということは、その開きの部分をいかに活用して寄附者に報うかということをやっぱり考えていくことの方が、お金の使い方的には、いいことじゃないかなと思うんですね。これが寄附であろうが、税収であろうが、ここはやっぱり考えてもらわなければいけないかなというふうな感じがしたので、質問したんですけど、お考えがありましたら、答弁をいただきたいです。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

前回、5月の臨時会で救急車の分の議決をいただいたんですけども、前回の5月のときは日産自動車が落札されました。今回の救急自動車はトヨタ車になるんですけども、今回の契約では、そのときの入

札金額よりも 39 万円安い車両価格となっています。事前に物納を考えておられたんで、トヨタ自動車と寄附者の方が事前にお話を進められておりました。その中の契約金額をそのまま引き継いだものとなります。実質、トヨタ自動車も 5 月の救急車の件、入札に参加されていたんですけども、そのときの入札金額よりも安い金額で契約をしているというのが実情でございます。以上です。

○江上議長

他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので討論を終結します。これより第 18 号議案について、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第 18 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 7 第 19 号議案「財産の取得について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

それでは、第 19 号議案について説明をいたします。議案書の 19 ページをお開きください。

第 19 号議案 財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。令和 3 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

取得する財産の種類等：高規格救急自動車 1 台

取得価格：2,139 万円 うち消費税及び地方消費税の額 193 万 9,003 円

契約の相手方：福岡市中央区渡辺通 4 丁目 8 番 28 号 福岡トヨタ自動車株式会社 代表取締役 金子 直幹

次に、提案理由でございます。宗像消防署に配置する高規格救急自動車 1 台を購入するため、令和 3 年 9 月 1 日、随意契約により契約の相手方を定めました。その相手方と物品売買契約を締結するにあ

たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成19年宗像地区事務組合条例第29号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、契約までの経緯を説明させていただきます。本件は、株式会社木村組からの指定寄附金を受けて、高規格救急自動車を取得しようとするものです。寄附者は当初、物品での寄附を想定しており、納入業者と話を進めて金額等も確定されていました。最終的に、寄附者の税理士からの助言もあり、本年7月末までには寄附行為を完了したいとのことであったため、物納から現金での寄附に変更されました。今回の契約先である福岡トヨタ自動車では、既に契約車両の手配を進めていたため、契約の相手方は、寄附者の意向に沿った1者に限定しました。なお、当該相手方は、宗像地区事務組合の入札参加登録事業者でございます。

なお、この度の契約には、救急車で使用する資器材などは含まれておりません。資器材の購入については、別に、こちらも寄附者の意向に沿った1者である専門業者の有限会社メディカルエイトと、1,111万円（うち消費税額101万円）で契約をいたしました。車両・機器のいずれの契約も、納期は令和4年8月10日としております。別紙におきまして、高規格救急自動車の概要を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、第19号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより第19号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第19号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第20号「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

議案書の 20 ページ、第 20 号議案について説明をいたします。

第 20 号議案 宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について

宗像地区事務組合公平委員会委員に次の者を選任することについて、同意を求める。令和 3 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子
住 所 福津市光陽台 2 丁目 16 番地の 8
氏 名 久保 カヨ子
生年月日 昭和 19 年 4 月 10 日

提案理由 現在、本組合公平委員会委員である久保カヨ子委員が、令和 3 年 10 月 31 日をもって任期満了となるため、あらためて宗像地区事務組合公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

なお、久保カヨ子氏の略歴は記載のとおりですのでご確認ください。

以上で、第 20 号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

本案は、人事案件でありますので、討論は省略いたします。

これより第 20 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○江上議長

全員賛成あります。従いまして、第 20 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 9 第 21 号議案「宗像地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例及び宗像地区事務組合公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

議案書の 21 ページ、第 21 号議案について説明をいたします。

第 21 号議案 宗像地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例及び宗像地区事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和 3 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆

美沙子

提案理由 行政改革における押印原則の見直し及び対面規制に基づき、宗像地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例及び宗像地区事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

議案の主旨につきまして、説明いたします。

政府は、デジタル時代に向けた規制・制度の見直しの一環として、行政手続きにおける「書面・押印・対面の見直し」を進めており、併せて地方公共団体に対し、行政サービスの効率的・効果的な提供に資するため、同様に見直しに積極的に取り組むよう、総務省自治行政局より技術的助言を発出しています。

特に押印廃止に向けては、内閣府において地方公共団体向けの押印見直しマニュアルを作成し、積極的な取り組みを促しています。これを受け、当組合としましても、行政改革の一環として押印廃止に向けた例規の見直しに今年3月から着手しており、そのうちの1つとしまして、今回議案を上程しております。

条例の改正内容を説明いたします。

新たに当組合の職員及び公平委員会の委員となった者が行う服務の宣誓において、対面による宣誓書への署名及び押印を不要とするものです。改正内容については、「国家公務員の服務の宣誓に関する政令」に準拠する形で、一部改正案を提案しております。

具体的な条例の改正内容につきましては、新旧対照表をご確認ください。

以上で、第21号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより第21号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第 21 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 第 22 号議案「宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 22 号議案についてご説明いたします。議案書の 22 ページをお開きください。

第 22 号議案 宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和 3 年 10 月 14 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

次に提案理由でございます。水道事業において、鐘崎地域の一部の給水区域を拡張するにあたり、厚生労働省に事業内容の変更を届け出るため、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

それでは、内容について説明いたします。4 月の全員協議会でご説明させてもらいました、宗像市が進めている鐘崎漁港高度衛生管理型荷さばき所の整備のため、水道事業において給水区域を拡張することに伴い、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。詳しくは、議案書の 22 ページの 2 の新旧対照表をご覧ください。第 4 条第 2 項第 2 号 計画給水人口「150,140 人」を「146,500 人」に改め、同項第 3 号 計画一日最大給水量「44,310 立方メートル」を「43,800 立方メートル」に改めるものでございます。給水区域の拡張を届出するにあたり、計画給水人口及び計画一日最大給水量について厚生労働省と協議を重ね将来予測を実施したところ、前述の数値となったことから、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、同項第 1 号の給水区域につきましては、「鐘崎の一部」で変更はございません。別紙の第 22 号議案関係資料をご覧ください。今回給水区域を拡張する部分は、橙色着色部分でございます。

以上で、第 22 号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

○末吉議員

11 番の末吉です。給水区域の拡張位置図で荷さばき所と、ここの横の今広場になってますけど、これは理解できるんですが、その西側に、海浜のところに少し拡張するオレンジが入ってますが、これは一体何なんでしょうか。

○江上議長

吉田経営施設課長。

○吉田経営施設課長

経営施設課の吉田です。この膨らみにつきましては、鐘崎の方で、道路改良を行っております、ラウンドアバウトをつくった関係で、海の方に降りていく道がございますけども、そちらの道路の線形をこういった形で位置したものでございます。以上でございます。

○江上議長

末吉議員。

○末吉議員

給水の拡張をすべき地域っていう意味付けではですね、今説明された道路が整備されて、その線形が多分ここに当てはまるんだろうというふうに思うんですけども、そういういわゆる構築物の現況と、この水道給水区域の拡張地域っていうのは、リンクしないんではないかなというふうに思うんですけど。例えば、字区域に給水区域が全部及ぶという形では今までしてきてないと思うんですけども。明らかに人家が建つなど今後、そこに通水の可能性があるという説明だったら分かるんですけども、今の説明ではちょっと理解しにくいので、もう一度、説明お願い出来ますか。

○江上議長

吉田経営施設課長。

○吉田経営施設課長

議員がご指摘のとおり、確かに道路部分がこの認可区域のほうになってるんですけども、こちらのほうは埋立て地ということで、宗像市のほうが申請をされていますので、それに合わせて区域にした次第でございます。以上です。

○江上議長

他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより第22号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第 22 号議案は、原案のとおり可決されました。

次に各会計の決算の認定の進め方についてでございますが、はじめに 4 議案を一括議題として、提案を受けます。次に、監査委員の監査報告を受け、監査意見書に対する質疑を受けます。その後に、議案毎の、説明、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第 11 第 23 号議案から、日程第 14 第 26 号議案までの 4 議案を一括議題といたします。執行部に提案理由の説明を求める。堤事務局長。

○堤事務局長

それでは、第 23 号議案から第 26 号議案までの 4 議案につきまして、一括して提案をさせていただきます。

第 23 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計」、第 24 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計」、第 25 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計」、第 26 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計」以上 4 会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和 3 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

以上、4 議案を一括提案いたします。

○江上議長

ここで、監査委員に決算審査意見書の説明を求める。井上監査委員。

○井上監査委員

本年 4 月 22 日に開催されました、令和 3 年第 1 回宗像地区事務組合議会臨時会におきまして、皆様のご同意をいただき、同日 4 月 22 日付で、伊豆組合長により選任いただきました監査委員の井上でございます。普段は企業会計や相続などを中心に見ておりまして、公会計は初めてでございますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは決算報告に入らせていただきます。お手元の「令和 2 年度宗像地区事務組合 決算審査意見書」をご覧いただきたいと思います。

まず第 1 ページに、森田監査委員と私の 2 名で監査いたしました結果を組合長宛てに報告しておりますので、それを読み上げさせていただきます。

宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子 様

宗像地区事務組合 監査委員 井上和宏 宗像地区事務組合 監査委員 森田卓也

令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について
地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定に基づき審査に付された令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計、特別会計の歳入歳出決算を審査したので、次のとおり意見を提出する。
1 枚めくっていただきまして、2 ページ目を読み上げます。

令和 2 年度宗像地区事務組合歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の対象

(1) 令和 2 年度一般会計歳入歳出決算、(2) 令和 2 年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算、
(3) 令和 2 年度本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、(4) 令和 2 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書、(5) 令和 2 年度一般会計・特別会計実質収支に関する調書、(6) 令和 2 年度財産に関する調書

第 2 審査の方法

審査は、各会計歳入歳出決算書及び付属書類について、関係法令に準拠して作成されているか否かを確認するとともに、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿とその他の証拠書類を照合したほか、関係職員から事情聴取等を行い実施いたしました。

第 3 審査の期間

令和 3 年 7 月 28 日から令和 3 年 8 月 27 日まで

第 4 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に規定された様式に従って調製され、かつ、決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、誤りのないものと認められた。審査の結果の詳細は以下のとおりでございます。以下のところにつきましては、決算書からの抜粋でございますので、ご覧をいただきたいと思います。

それでは最終の 9 ページをお願いいたします。

6 結び

以上が、令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計、急患センター事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であり、これらは適正に執行され、財産運営されていると認められる。

一般会計の歳入については、前年度から 83 万 4 千円減少し、0.0% 減の 21 億 255 万 2 千円となっている。減少の主な要因としては、前年度の歳入に計上されていた宗像自治会館売却に伴う不動産売払収入 5,825 万 6 千円の皆減、及び消防事業における福岡都市圏消防共同指令センター職員派遣の終了に伴う負担金収入 1,840 万 2 千円の皆減が挙げられる。なお、歳入全体としては減少しているものの、内訳で、消防費負担金が前年度から 5,156 万 2 千円増加している。消防費負担金が増加した理由としては、歳出において公債費が 1,174 万円増加したこと、福津消防署の移転に関する消防庁舎等更新事業費（一般財源相当額）が 1,017 万 9 千円増加したこと、及び救急車更新事業費（一般財源相当額）が 473 万円増加したこと等が挙げられる。

歳出については、前年度から 665 万 2 千円減少し、0.3% 減の 20 億 4,009 万円となっている。減少の主な要因としては、前年度の総務費に計上されていた宗像自治会館売却に伴う不動産売払収入 5,825 万 6 千円を全額構成市へ負担金として支出したことの皆減が挙げられる。

なお、歳出全体としては減少しているものの、内訳で、消防費が前年度から 3,694 万 3 千円増加している。消防費が増加した理由としては、歳出において救急車更新事業費が 7,403 万円皆増したこと、

及び福津消防署の移転に関する消防本部庁舎等更新事業費が 1,763 万 2 千円皆増したこと等が挙げられる。

急患センター事業特別会計の歳入については、前年度から 2,325 万円増加し、8.8%増の 2 億 8,744 万 9 千円となっている。増加の主な要因としては、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金 2,998 万 6 千円を新たに受けたこと、及び構成市からの負担金収入が 1 億 4,919 万円増加したことが挙げられる。なお、歳入全体としては増加しているものの、内訳で、診療収入が前年度から 1 億 3,206 万 4 千円減少し、繰越金が前年度から 2,212 万 7 千円減少している。診療収入の減少は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う住民の受診控えの影響が継続しているためと思われる。

歳出については、前年度から 697 万 9 千円減少し、2.7%減の 2 億 5,610 万 2 千円となっている。減少の主な要因としては、同センターの管理委託料が 806 万 5 千円減少したことが挙げられる。前年度はゴールデンウイークの 10 連休等により診療時間が多く、医師等の勤務時間の増に伴い人件費が増加していたが、令和 2 年度は前年度と比較して診療時間が減ったため、委託料が減少したものである。

急患センター事業特別会計の歳入歳出差引残額は前年度と比較し増加しているが、これは構成市からの負担金増額と国・県からの補助金によって診療収入の大幅な減収を補填したことによるものである。依然として新型コロナウイルス感染症の影響に伴う診療収入の減少は継続すると見込まれるが、初期救急医療を担う急患センター事業の重要性を鑑み、必要に応じ適切な対応を検討すべきと考える。

本木簡易水道事業特別会計の主な歳出は、北九州市への包括委託料（618 万 5 千円）及び福津市の下水道布設にあわせて行う、配水管布設替えに係る工事委託料（756 万 9 千円）である。配水管布設替えについては、令和 2 年度から令和 5 年度にかけて実施予定である。当会計の財源は、構成市である福津市からの繰入金に強く依存しているため、福津市と調整を図りながら、設備等の適切な維持管理及び更新を行う必要があると考える。

総評

各会計における財務会計は適正かつ公正に処理されている。

一般会計及び各特別会計は、構成市からの負担金によって財源の大部分を確保している状況である。

当組合の将来的課題として、消防署所の長寿命化や建て替えについて、長期的展望に立脚した検討が必要と思われる。急患センターについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われる診療収入の減少が著しく、引き続きワクチン接種の進捗や感染症の流行状況を注視しつつ、対応の検討が必要と考えられる。宗像地域の住民が安全かつ安心に生活できる環境を維持・向上しつつ、費用対効果に主眼を置き、限られた財源を有効に活用し、地方自治経営の基本理念である「最少の経費で最大の効果を挙げる」よう引き続き効率的かつ効果的な運営を目指し、より一層努力されたい。

以上が一般会計、特別会計の部分でございます。

続きまして、宗像地区事務組合水道事業会計決算審査意見書について、ご報告申し上げます。資料は別途決算審査意見書でございます。

まず、表紙を 1 枚めくっていただきまして、組合長宛ての審査意見でございます。一般会計同様に伊豆組合長へ、監査委員 2 名連名により提出いたしました。読み上げは、割愛させていただきます。1 枚めくっていただき、1 ページ目を読み上げます。

令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算審査意見

第 1 審査の対象

令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計決算

第2 審査の方法

審査にあたっては、提出された決算書類その他関係書類が、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、関係帳簿及び諸証拠書類により審査を実施した。また、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、予算執行が正しく運営されているかについて審査した。

第3 審査の期間

令和3年7月28日から令和3年8月27日まで

第4 審査の結果

審査に付された各決算書類の計数は、いずれも関係法令に準じて作成され、計数も正確であり、経営成績及び財政状況も適正に表示しているものと認められた。なお、審査結果の概要及び意見は、以下のとおりである。以下の内容につきましては、決算書からの抜粋でございますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

それでは、11ページをお開きいただきたいと思います。

3 むすびでございます。

令和2年度の経営状況をみると、収益においては事業収益全体で前年度から3.0%減の33億4,743万7千円、費用においては、事業費全体で前年度から53.5%増の51億6,521万1千円となっている。この収支の結果、18億1,777万4千円の純損失となっている。

事業収益の増減としては、営業収益が前年度から1.3%増の、3,443万7千円の増加となり、営業外収益が前年度から、19.3%減の1億3,702万3千円の減少となった。給水収益が7,325万円、前年度から2.9%増加した一方、水道利用加入金収入は、4,390万3千円、前年度から28.6%減少しており、昨年度までの集合住宅の増加等による新規加入者の伸びが鈍化した影響と考えられる。

事業費用の増減としては、営業費用が2,051万9千円、前年度から0.8%増加し、営業外費用は630万5千円、前年度から8.6%減少した。また特別損失は17億8,667万2千円、前年度から293.6%と大幅に増加した。特別損失の主なものは、久末ダム関連施設を福津市へ返還したことによる現金の流出を伴わない除却損であり、これが多額の純損失を生じた要因となっている。

なお、今年度生じた純損失は、前年度から繰り越した利益（剰余金）で補填されており、今後の経営に影響を与えるものではない。

事業の収益性に関する経営指標をみると、特別損失の増加に伴い、総収支比率が64.8%と落ち込んだが、経常収支比率は120.8%、営業収支比率は102.6%と、良好な数値を維持している。

また、水道使用料の収納率をみると現年度分は96.7%で、前年度と同比率、過年度分は91.7%で前年度より0.3ポイント減、年度全体としての収納率は96.6%と前年度と同比率となった。今後とも収納率向上に向け、未納者との接触を継続し、生活や経済状況の把握等をしていくことが望ましい。

業務実績をみると、給水人口は14万2,951人、前年度比で0.6%の増、給水戸数は6万3,693戸で前年度比1.6%の増となっている。年間総配水量は1,404万3,124m³で前年度比4.1%増、年間総有収水量は1,268万4,582m³、前年度比3.3%の増であり、当年度の有収率は90.3%、前年度比0.8ポイントのマイナスとなった。

北九州市との水道事業包括委託費用額については、8億96万5千円、前年度比0.3%のマイナスと

横ばいである。今後も包括的業務委託がより効率的に行われるよう、委託内容の精査を欠かさず、収益力のさらなる向上に努められたい。

総評でございます。

財務会計処理は適正に行われている。

水道事業では、水道ビジョン 2027 及び水道事業経営戦略に基づき、安全な水を供給するとともに、災害に強い水道事業の構築に取り組んでいるところである。

本年度は、一般改良にかかる配水管布設替工事に 6 億 3,295 万 9 千円（税込み）を執行し、管路の更新や耐震化を進めているが、本年度の有収率は 90.3% と前年度と比較して 0.8 ポイント低下しており、注意が必要な状況といえる。

老朽化した浄水施設や配水管等の更新には、今後も多大な費用が見込まれることから、より一層、経営の効率化を図るとともに、経営基盤の強化に尽力されたい。

最後に、経営健全化に係る審査意見についての報告をいたします。

A4 の両面 1 枚もので「令和 2 年度 宗像地区事務組合水道事業会計決算における経営健全化に係る審査意見について」のタイトルとなっているものをご覧いただきたいと思います。

経営健全化基準 20% というところがございます。これは、事業規模に対する資金不足額の割合が 20% を超えると健全経営と言えなくなるという法に定められた基準でございます。結論を申し上げますと、水道事業会計におきましては、資金不足はなしということでございますので、健全経営ということでございます。

以上で監査委員の報告を終わらせていただきます。

○江上議長

ただいまの決算審査報告に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。横山議員。

○横山議員

一般会計の方じやなくて水道事業会計の方を質問したいんですが、昨年は経営分析の表が入ってなかったと思うんですよね。おおむね流動比率も固定負債も、良いように思えるんですが、固定資産の使用効率、いわゆるその回転率が、ピンキリで一概に言えないところがあると思うんですが、4.4 ということなんですね、これがやっぱりだいぶ回転率が悪いんじゃないかなと思いますね。それと、給水原価が 180.5 円ということで、実際その最高と最低が私には見えないので何とも言えないんですが、代表監査のお考えの中に、取りまとめの中で、宗像地区事務組合の方で、福岡の水道企業から、今年度は 5 億 400 万円で、前年度に比べたら 860 万円ぐらい高くなってるんですよ。要するに、北福のほうの 1 立米の単価とですね、この宗像地区事務組合で作っている単価がどのようにになっているのか、高いのか安いのか。それと、福北から増えている分は、来年も再来年も水を買わなきゃいけないのか、そういうことについて、代表監査の意見としてどのようにお考えのかっていうのが知りたかったもので。要はもう改善の余地がないんだよと。他市と比べても、福津市、宗像市、この事務組合は水道料金が高いんじゃないかなというようなことを言わわれていますので、そのところでいわゆるこの回転率を上げるとかですね、そういうことの意見というのが入ってないので、お考えが聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○江上議長

井上監査委員。

○井上監査委員

配水量とかその給水戸数は、前年より増加しておるということでございます。そして、この中にも出てきていましたように、配水管が、どこが漏れているかとかですね、そういうふうなのを常に調べて、そこで漏れがないように、有収率といいますかね、それが確かに、今年度は去年に対して若干下がっておりますけども、委員のご質問は、料金が高いので、水道量が有効に配水されて使われているか、その単価はどうかということだと思いますが、現在、私の確認したところでは、毎年先ほどの有収率を上げるために、配管工事等に尽力を尽くして、努力しながら見ていくので、そのところは長期的にかかるようなことは聞いておりました。以上でございます。

○江上議長

山中経営係長。

○山中経営係長

経営施設課経営係の山中でございます。私から福北と福水企の受水単価、事務組合での水を作る単価についてをご説明いたします。福北で購入しております税込み単価につきましては、1立方メートル当たり 94.3 円。福水企に係るものにつきましては、127.6 円。多礼で作っている水につきましては、配水池まで送るところまでの単価でいきますと、70.4 円という形になっております。以上です。

○江上議長

横山議員。

○横山議員

財務的にはですね、何も悪いと言ってるわけじゃないんですけど、極端に言えば、普通、企業だったら、この回転率というのを上げないと、結局、投資ということになるわけですよ、設備とか。そうなれば、結局のところは、目先の流動資産とかが悪くなっていくですから、今はいいんでしょうけど、その改善をやっていかないと。水道組合は企業じゃないので、潰れるはずはないと思います、水道料金を上げればいいのですから。多分これは税金にはね返ってくることですので、長い目で見て、固定資産の効率とか、今この給水原価を下げるための努力を、代表監査の方の意見として 10 年先 20 年先を見据えたときに、こういうふうな効率を上げるためには、こういう設備の投資の仕方をしてくださいとか、そういった意見が欲しいなと思いまして、お尋ねただけでございます。財務的には何も問題ございません。流動比率も良いですので、もしそういうことをお考えになっているんであれば、最後にお答えいただければと思います。

○江上議長

井上監査委員。

○井上監査委員

今後、その点につきまして、担当の方の意見などを聞きまして、また、書類等を確認しまして、その観点から考えたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○江上議長

他にございませんか。岡本議員。

○岡本議員

私のほうからは急患センター事業特別会計に関する質問をさせていただきます。この審査意見書の9ページ、むすびのところの内容を見ますと、コロナに関する急患センターの影響というのは非常に大きかったように思います。住民の受診控えの影響が続いているという診療収入の減少というのは、いたし方ないという状況かと思いますけれども、ここで歳出について、診療時間が減ったため、委託料が減少したという内容がございます。これは実質人件費の削減っていうところにつながっているのかなと思ってるんですが、これに関する職員さんへの影響がどうであったのかということと、あとその下のあたりに、この減収に関しては構成市からの負担金増額と、国県からの補助金によって、診療収入の大幅な減収を補填したとあります。そのあと必要に応じ適切な対応を検討すべきと考えるっていうところに関しては、今後もやっぱりコロナの影響を受けるということに関しては同様に、こういった構成市からの負担金、それから国県からの補助金によってそこを賄うというお考えであるかどうかということと、そして最後、10ページの総評のところにも、流行状況を注視しつつ、対応の検討が必要であると考えるというふうに示されているんですが、具体的に適切な対応を必要とすべきという言葉と、それから総評のところの対応の検討が必要であるというところの具体的な内容をもう少しお答えいただければと思います。

○江上議長

井上監査委員。

○井上監査委員

全体的な話ですけれども、やはり、私も最初はこういうふうに赤字が出た場合、民間企業であれば、これは駄目じゃないかと考えたんですけども、しかし、いつ患者が発症するかわからない、休日にも医者が待機していないといけませんし、これをないがしろにして負担額を削ったら、それこそ急患センターの値打ちがなくなるんじゃないかと。企業の儲けというより、公益を見てそういうふうに感じました。そこで、もう少し細かな答弁は私はまだ出来ないんですが、その具体的な内容につきましては、また検討させていただきます。

○江上議長

布谷企画財政係長。

○布谷企画財政係長

総務課企画財政係長の布谷でございます。補足でご説明させていただけたらと存じます。岡本議員から、スタッフの方の人事費のご心配のご質問いただいたんですけども、令和元年度が、先ほどの監査委員のご説明がありましたが、いわゆるゴールデンウイークがすごく長い年度でございまして、10連休などがございました。いわゆるカレンダーによるものなんですけれども、当急患センターが、祝日はもちろん、夜間も営業させていただいております。ですので、単純な連休だけではなくて、休みの日のつながり具合等で、年度によって急患センターを開ける時間数が変わってまいります。ですので、その間の各スタッフ、ドクター、看護師、受付等もいらっしゃると思うんですけども、皆さんのお勤めになられる単価等は変わらずに、就業時間のほうが、カレンダーの日程によって変わりましたので、年度で増減の変化があるというものですござります。以上でございます。

○江上議長

他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

井上監査委員、お疲れさまでございました。

ここで議場の換気と執行部の入れ替えのため休憩といたします。再開は午前 11 時 30 分といたします。

(休憩)

○江上議長

休憩前に引き続き、会議を行います。

日程第 11 第 23 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。榎次長兼総務課長。

○榎次長兼総務課長

次長兼総務課長の榎でございます。

第 23 号議案 令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきます。

別冊の決算書に基づきまして、説明をさせていただきます。一般会計歳入歳出決算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

令和 2 年度の決算について、歳入合計は、予算現額 21 億 417 万円に対し、調定額及び収入済額は、同額で 21 億 255 万 1,921 円となっております。予算現額と収入済額との比較では、161 万 8,079 円の減額でございます。続きまして、4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額 21 億 417 万円に対し、支出済額は 20 億 4,009 万 644 円となりまして、不用額が 6,407 万 9,356 円生じております。歳入歳出差引残額は 6,246 万 1,277 円で、全額を翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、事項別明細書により、主な決算内容について説明いたします。8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳入のうち、1 款分担金及び負担金は、補正後予算額 18 億 8,753 万 7,000 円に対し、同額を収入しております。前年度と比較して、5,122 万 9,000 円の増となっております。

構成市の負担金額は、右端の備考欄の記載のとおりでございます。宗像市の負担金額の合計は 10 億 7,447 万 8,200 円、福津市の負担金額の合計は 8 億 1,305 万 8,800 円となっております。続きまして、10 ページ、11 ページをお開きください。

3 款国庫支出金の 1 項国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金 23 万 8,000 円で、この補助金を活用いたしまして、感染患者隔離搬送バッグであるアイソレーターを購入しています。

2 項国庫負担金につきましては、緊急消防援助隊活動費負担金 75 万 7,887 円で、令和 2 年 7 月豪雨災害緊急消防援助隊出動に係る人件費、旅費等の国庫負担金となっております。

次に、4 款財産収入の 2 項財産売払収入 11 万 5,880 円は、消防の事務連絡車の売却によるものでございます。

続きまして、12 ページ、13 ページをお願いいたします。

7 款諸収入は、当初予算額 2,378 万 6,000 円に対し、収入済額は 2,118 万 3,974 円となっており、その内訳は備考欄に記載しているとおりでございます。

次に、8 款組合債は、契約額の確定などにより、最終的に 1 億 3,400 万円を借り入れております。これは、水槽付消防ポンプ自動車や高規格救急自動車の更新などの消防債となります。

次に、歳出について説明をいたします。14 ページ、15 ページをお願いいたします。

支出の内容は備考欄に記載しておりますが、主な項目について説明をいたします。1 款議会費の支出済額は、191 万 991 円です。令和 2 年度は、17 節備品購入費で議場用マイク 30 万 8,110 円を支出しております。2 款総務費は、当初予算額から 34 万 1,000 円の増額補正など、最終的な予算額 4,217 万円に対して、支出済額は 4,035 万 153 円となっております。17 ページの備考欄をお願いいたします。

令和 2 年度は、コロナ感染症拡大への対応策といたしまして、緊急事態宣言時において、サテライトオフィスやテレワークなどの実施に向け、職場環境の整備をしています。10 節需用費、ウェブカメラの購入、11 節役務費、モバイル Wi-Fi の通信料、12 節委託料、遠隔操作システムの設定、13 節使用料及び賃借料、ウェブ会議システム使用料やウイルス対策ソフト使用料、14 節工事請負費、インターネット無線 LAN 工事、17 節備品購入費、ノートパソコンの購入など、テレワーク環境整備としてそれぞれ支出をしているところでございます。

次に 22 ページ、23 ページをお願いいたします。

3 款衛生費は、補正後予算額 1 億 4,721 万 8,000 円に対し、支出済額は 1 億 4,059 万 1,004 円となっております。

1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費について、23 ページの備考欄をお願いいたします。

10 節需用費から 17 節備品購入費までのテレワーク環境整備に関する支出につきましては、先ほど 2 款総務費で説明いたしましたテレワーク環境整備に係る費用を按分した支出となっております。

次に、2項清掃費 1目し尿処理場費について、25ページの備考欄をお願いいたします。

細目4し尿処理場撤去事業 12節委託料で、令和6年度からのし処理場撤去に関しまして、ダイオキシン類等の事前調査業務に46万8,600円を支出しております。

続きまして、4款消防費につきましては、当初予算額から452万5,000円を減額補正するなどして、最終的な予算額16億2,260万9,000円に対し、支出済額は15億9,667万9,551円となっております。

主な支出については、25ページの備考欄中段をお願いいたします。

細目1職員人件費で、12億1,467万2,101円となっています。内訳は、常勤職員141人、短時間再任用職員7人でございます。人件費以外の主な内容につきまして、説明をいたします。27ページの備考欄をお願いいたします。

中段、細目5庁舎施設維持管理費において、2款総務費で説明いたしましたテレワーク環境整備と同様に、消防署における取り組みとなります。10節需用費以下、テレワーク環境整備に係る支出をしています。

次に29ページ、備考欄の最下段の細目11消防車両維持管理事業費でございます。ページをめくつていただきまして、31ページ上段の17節備品購入費において、水槽付消防ポンプ自動車の購入など5,997万8,600円を支出しています。

同ページの備考欄中段の細目12通信機器整備事業費において、12節委託料で1億1,864万3,298円を支出しています。主な支出内容は、消防通信指令業務の福岡都市圏共同運用委託料でございます。33ページの備考欄をお願いいたします。

最上段の細目14緊急消防援助隊運用事業費において、令和2年7月豪雨災害に伴う緊急消防援助隊出動に係る人件費を除く活動費として33万1,556円を支出しております。中段の細目16救急資機材整備事業費におきまして、17節備品購入費で、国庫補助金を活用したアイソレーターの購入の外、訓練用人形、感染防護衣など187万1,012円を支出しています。

同じく33ページ備考欄の下段をお願いいたします。細目19救急車更新事業費を記載しておりますが、更新等のため2台の高規格救急自動車及び資器材7,403万円を支出しております。その下の細目20消防本部庁舎等更新事業費につきましては、福津消防署の建設に向け、基本設計業務、補償調査業務、用地鑑定評価業務、用地測量業務など、令和2年度の事業費といたしまして1,763万2,232円を支出しております。

これで歳出の説明を終わりまして、引き続き財産に関する調書について、昨年度と比較して増減のある項目を説明させていただきます。40ページをお願いいたします。

2物品につきまして、福津消防署に配置する高規格救急自動車の新規購入、防災協会から寄贈された資機材搬送車の2台が増え、総台数は36台となっております。

次に、3基金については、42ページ下段の合計基金額の表をご覧ください。定期預金利息の積立によりまして6,984円増加し、基金総額は3億8,402万6,553円しております。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、同じく別冊の決算に係る主要な施策の成果報告書の説明をいたします。成果報告書の2ページをお願いいたします。

(2) 岁入決算の表でございます。決算額は、対前年比 83 万 4 千円減の 21 億 255 万 2 千円となっております。

次に、(3) 岁出決算の表でございます。決算額は、対前年比 665 万 3 千円の減、99.7% の 20 億 4,009 万円となっております。区別の前年度との比較では、令和元年度の宗像自治会館の売却に関連いたしまして、歳入の財産収入、歳出の総務費のそれぞれが減となっております。また、歳入決算では、構成市からの負担金の増、高規格救急自動車等の購入、福津消防署建設に係る事業費など、消防費に対する組合債の増、諸収入においては、令和元年度の福岡都市圏消防共同指令センターへの職員派遣に伴う負担金が減となっております。歳出決算では、消防費の増とともに公債費償還金の増となっております。

次に 4 ページ、3 一般会計の主要な施策の成果をご覧ください。(1) 議会費の関係では、定例会 2 回、臨時会を 3 回、議員研修を 2 回開催いたしました。(2) 総務費関係は記載のとおりでございます。

次に、5 ページの (3) 衛生費のうち、①、ア、a 生し尿、浄化槽汚泥搬入量の表をご覧ください。し尿処理場への搬入量合計は、対前年度比 1,283.1 キロリットルの減で、90.5% の 1 万 2,198 キロリットルとなっております。b 汚泥処分量につきましては、対前年度比 66.7 トンの減、76.5% の 216.8 トンとなっております。6 ページをお願いいたします。

消防費関係では、主な事業としまして、上段の福津消防署建設に関する設計、測量、鑑定等の業務、中段以降の水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車の購入、アイソレーターの購入などを行っております。

以下のページでは、消防・救急活動の状況や防火対象物への査察、講習会の実施状況のほか、職員の研修状況などを記載しております。

特に、7 ページ、オ 救急講習・消防訓練指導等の状況、カ 救急知識及び技術の普及業務の状況については、コロナ禍の影響が大きく、計画していた講習会等が予定どおりに実施することができず、参加人員が大きく減っているところでございます。

これを持ちまして、令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

なお、別冊で令和 2 年度決算の認定に併せて、一般会計等の公会計財務書類を作成しておりますので、事前にお配りさせていただいております。

では、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより第23号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成あります。従いまして、第23号議案は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第12 第24号議案「令和2年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。榎次長兼総務課長。

○榎次長兼総務課長

第24号議案 宗像地区事務組合急患センター特別会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきます。一般会計と同様に、別冊の決算書により説明をさせていただきます。それでは、急患センター事業特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、予算現額2億6,574万6,000円に対しまして、調定額2億8,751万9,051円、収入済額は2億8,744万8,611円で、収入未済額は7万440円となっております。予算現額に対します収入済額との比較は、2,170万2,611円の増となっております。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額2億6,574万6,000円に対しまして、支出済額は2億5,610万1,891円となりまして、不用額が964万4,109円生じております。

歳入歳出差引残額は、3,134万6,720円となります。これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、事項別明細書により、主な決算内容につきまして説明をいたします。まず、歳入について、説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

令和2年度急患センター事業特別会計の歳入の特徴としましては、年間を通して新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控えなどにより、診療収入額が大幅に減少しております。この財源の補填を行うため、構成市からの負担金を補正しているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止をはじめとした取り組みを行うため、国、県の補助金等の活用を図りました。

款ごとに説明をさせていただきます。

1款診療収入は、当初予算額1億9,978万2,000円を計上しておりましたが、先ほど申し上げました受診控え等によりまして、1億4,700万1,000円を減額補正し、補正後予算額5,278万1,000円に対しまして、調定額は5,333万2,860円、収入済額は5,326万2,420円、収入未済額は7万440円となっております。

2款分担金及び負担金は、1目経常費負担金において1億4,737万3,000円の増額補正をし、補正後予算額、調定額及び収入済額のいずれも同額で、1億8,791万5,000円となっております。

構成市のそれぞれの負担金は、備考欄に記載しておりますが、前年度と比較して、宗像市が8,993万4,100円、福津市が5,925万4,900円の負担金が増となっているところでございます。

次に 10 ページ、11 ページをお願いいたします。

中段の 6 款国庫支出金は、当初予算では計上しておりませんでしたが、新型コロナウイルス感染症に関する対応といたしまして、発熱外来の受入体制を確保するため、ユニットハウスを設置しております。その運営を含め、医療機関としての運営に資するため、国庫補助金の活用を図りました。880 万円の増額補正としていましたが、最終的に 2,998 万 6,000 円の交付決定を受けたことにより、その額で調定額及び収入済額となっているところでございます。

次の 7 款県支出金についても、当初予算で計上しておりませんでしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、県補助金として 76 万 5,000 円の交付決定を受け、その額で調定額及び収入済額となっております。

次に、歳出について、説明をいたします。12 ページ、13 ページをお願いいたします。

1 款急患センター運営費は、支出済額 2 億 4,170 万 831 円となります。主な支出内容は、12 節委託料、支出済額 2 億 3,682 万 8,636 円で、宗像医師会に委託しております急患センター管理委託料となります。

また、10 節需用費でセンサー付の手洗い蛇口の取り替え、13 節使用料及び賃借料でユニットハウス賃借料、14 節工事請負費でアコーディオンドア取付工事、17 節備品購入費でユニットハウス内のエアコン、あるいはプロテクションシールドの購入など、県補助金を活用して新型コロナウイルス感染防止への対応を図ったところでございます。

2 款公債費は、地方債の元利償還金といたしまして、支出済額 1,440 万 1,060 円となっております。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊の決算に係る主要な施策の成果報告書の説明をいたします。成果報告書の 9 ページをお願いいたします。

(2) 歳入決算の合計額は、対前年度比 2,325 万 1 千円の増、108.8% の 2 億 8,744 万 9 千円となっております。増額の主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県補助金によるものです。

(3) 歳出決算の合計額は、対前年度比 697 万 9 千円の減、97.3% の 2 億 5,610 万 2 千円となっております。減額の主な要因は、医師会に委託しております急患センター管理委託料の減額でございます。その大きな要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による受診者の減少に伴う医薬品、医薬材料費等の減額によるものでございます。

次に、11 ページをお願いいたします。急患センター事業特別会計の主要な施策の成果のうち、(2) 急患センター利用状況でございます。①の受診者数は、4,446 人で、令和 2 年度は年間を通して新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年度と比較して 1 万 1,229 人の減、28.4% となっております。下段④の市町村別患者数では、宗像市が 47.2% の 2,101 人、福津市が 25.0% の 1,110 人、組合構成市以外の患者数につきましては、27.8% の 1,235 人という状況になっております。

これをもちまして、令和 2 度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

ただいま説明が終わりましたので、ここで休憩を取りたいと思います。

再開は午後1時といたします。なお、本案に対する質疑は、会議再開後お受けしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

(休憩)

○江上議長

休憩前に引き続き、会議を行います。

それでは、第24号議案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより第24号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第24号議案は、原案のとおり認定することに決しました。

会議再開後恐縮でございますが、ここで執行部入れ替えのため暫時休憩といたします。議員各位は、自席でお待ちいただきたいと思います。

(休憩)

○江上議長

それでは、休憩前に続き会議を行います。

日程第13 第25号議案「令和2年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。吉田経営施設課長。

○吉田経営施設課長

第 25 号議案を説明いたします。

第 25 号議案 令和 2 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会 帳入歳出決算の認定について
お手元の青表紙の決算書に基づき説明をいたします。本木簡易水道事業特別会計の決算書 2 ページ、
3 ページをお開きください。

まず、歳入合計では、予算現額 1,860 万 5,000 円に対しまして、収入済額が 1,599 万 5,447 円で、
予算現額と収入済額との比較で 260 万 9,553 円の減となっております。

4 ページ、5 ページをお開きください。

次に、歳出合計では、予算現額 1,860 万 5,000 円に対しまして、支出済額が 1,599 万 4,683 円で、
不用額が 261 万 317 円生じております。

歳入歳出差引額は 764 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、7 ページ以降の事項別明細書に沿って、主な決算内容につきまして、説明いたします。
8 ページ、9 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1 款の事業収入は、調定額 157 万 9,945 円に対して、収入済額は 151 万 2,480 円
で、収入未済額は 67,465 円となっています。内訳は、使用料で現年分が 151 万 1,144 円、滞納分が
1,336 円となっています。

3 款繰入金 1,448 万円は、不足分も含め、福津市からの繰入です。

次に歳出につきまして、説明いたします。12 ページ、13 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目簡易水道管理費 12 節委託料ですが、支出済額は 618 万 5,482 円で、主な内訳としましては、北九州市への包括委託料 591 万 4,978 円で、浄水場の電気代や配水管等の修繕費などの需用費、
水質検査等の役務費、配水施設の管理等の委託料などとなっております。

2 款 1 項 1 目簡易水道事業費 12 節委託料ですが、支出済額 756 万 8,780 円で、福津市下水道に対する
配水管布設替の業務委託料です。

3 款公債費の支出済額 223 万 5,590 円につきましては、元金が 191 万 2,338 円、14 ページの利子が
32 万 3,252 円となっております。また、令和 2 年度末の元金の未償還残高は 767 万 2,526 円となって
おります。

なお、北九州市への包括業務委託の前年度比較を、第 25・26 号議案関係資料として作成しています
ので、併せてご参考ください。

以上で、本木簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより第 25 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第 25 号議案は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 14 第 26 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。吉田経営施設課長。

○吉田経営施設課長

第 26 号議案を説明いたします。

令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について

お手元の青表紙の決算書に基づき説明いたします。水道事業会計の 2 ページ、3 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出です。収入の決算額は 36 億 2,217 万 1,283 円で、予算額に比べ 5,566 万 283 円の収入増となっております。

次に支出です。決算額 53 億 7,093 万 492 円で、不用額は 6,819 万 508 円となっております。

4 ページ、5 ページをお開きください。資本的収入及び支出です。

収入の決算額は、4,878 万 4,437 円で、予算額に比べ 107 万 437 円の収入増となっております。

次に支出は、決算額 11 億 5,385 万 1,110 円で、翌年度繰越額 817 万 8,390 円とし、不用額は 4,349 万 5,500 円となっております。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。損益計算書です。営業利益としましては、7,005 万 3,787 円となっております。6 ページ中ほどです。

また、営業外利益は 5 億 744 万 4,539 円となっており、営業利益と合わせて、経常利益としては 5 億 7,749 万 8,326 円となっております。7 ページの上から 6 行目になります。

特別損失は、久末ダム関連施設を除却し、福津市へ返還したことにより、23 億 9,527 万 2,008 円となっております。これにより、当年度純損失は 18 億 1,777 万 3,682 円となります。積み立てた利益剰余金で補填をしており、また、除却の費用につきましては、現金支出を伴うものではないため、後年度の経営に影響するものではございません。

8 ページ、9 ページをお開きください。剰余金計算書、剰余金処分計算書です。

当年度の主な変動としましては、利益剰余金のうち、企業債の償還のために減債積立金を 3 億 3,400 万円、また久末ダム施設保全工事に充てるため建設改良積立金を 3,817 万 3 千円取り崩しまして、年度末の未処分利益剰余金は、当年度純損失を控除して 3 億 401 万 4,820 円となっております。当年度は利益が出ていないため、剰余金処分計算書に記載のとおり、減債積立金への積み立てを行わず、全額

が翌年度への繰越利益剰余金となっております。

10 ページ、11 ページの貸借対照表をお開きください。

資産の部では、固定資産及び流動資産の内訳を、負債の部では、固定負債、流動負債の内訳と繰延収益を掲載し、また、資本の部では、資本金、剰余金の内容を掲載しております。

資本の部の、7 剰余金 (2) 利益剰余金 ハ 建設改良積立金は、久末ダム関連で 3,817 万 3 千円取り崩しまして、1 億 6,523 万 8 千円の残額となっております。資産合計と負債資本合計は、いずれも 394 億 3,699 万 8,796 円となっております。

次に、12 ページ、13 ページをお開きください。注記になります。ここでは、本決算書を作成するにあたり、採用した会計処理の基準及び手続きを掲載しております。

続きまして、15 ページからの決算付属書類について説明いたします。16 ページ、水道事業報告書です。1 概況の (1) 総括事項です。

令和 2 年度の水道事業は、国庫補助事業を有効に活用し、建設改良事業を実施しております。

まず、一般改良事業として、取水施設では吉田取水場の電気設備更新工事を、配水施設では老朽化した配水管布設替工事等を実施し、6 億 3,295 万円、管路延長 4.3km を執行しています。

また、拡張事業としまして、宗像・福津市域の配水管布設工事等を実施し、1 億 7,975 万円、管路延長 3.1km を執行し、さらなる水の安定供給及び水道施設の整備拡充に努めています。

次に、給水状況ですが、管内給水区域内人口は、前年度に比べ 0.6% 増の 16 万 1,329 人となり、このうち、給水人口は 0.6% 増の 14 万 2,951 人で、給水普及率は 0.1 ポイント増の 88.6% となっております。

年間の総配水量は、前年度に比べ 4.1% 増の 1,404 万 3,124 m³ であり、有収水量は 3.3% 増の 1,268 万 4,582 m³ となっております。特に福津市域での増加が多く、前年度と比較して 4.4% 増加しております。また、全体の有収率は、0.8 ポイント減の 90.3% となっております。

最後に、財政状況です。

収益的収支は、事業収益と事業費用の差引きで 18 億 1,777 万 3,682 円の純損失となっていますが、要因としては、久末ダム関連施設を除却した関係で特別損失が生じたためです。

資本的収支は、収入と支出の差し引きで 11 億 506 万 6,673 円の収入不足となっていますが、減債積立金や過年度分損益勘定留保資金などで補填をしております。

17 ページには、(2) 議会議決事項 (3) 行政官庁許認可事項を記載しております。

18 ページをお開きください。(4) 職員に関する事項と、中段以降に、2 工事として、19 ページにかけて、令和 2 年度に実施した主な建設工事、及び改良工事の概況を記載しております。

20 ページをお開きください。3 業務 (1) 業務量です。供給単価、及び給水原価ですが、使用者からいただいている 1 m³当たりの供給単価は、税抜きで 205 円 14 銭となっており、水道水を 1 m³作るのに必要な経費の給水原価は、税抜で 180 円 51 銭となっております。

(2) 事業収入に関する事項です。収入総額は、33 億 4,743 万 7,476 円で、前年度と比較しますと、1 億 374 万 7,309 円の減額となっています。減額の主な内容としましては、営業外収益の長期前受金戻入で、除却した資産の財源の違いによるものでございます。

21 ページの中段以降に、水道使用量の収納状況を掲載しております。現年度分の収入率は 96.7%、過年度分は 91.7% となり、全体では 96.6% となり、前年同率となっております。

22 ページをお開き下さい。(3) 事業費に関する事項です。事業費総額は、51 億 6,521 万 1,158 円で、前年度と比較しますと、18 億 88 万 6,399 円の増額となっています。増額の主な内容は、特別損失のその他特別損失で、久末ダム関連施設の福津市への返還に伴い、除却した費用です。内訳としましては、土地が約 28.2 ヘクタールで 16 億 5,865 万円、構築物が 7 億 2,935 万円などとなっています。

23 ページ、4 会計です。(1) 重要契約の要旨として、2,000 万円以上の契約のものを掲載しております。(2) 企業債の概況で、令和 2 年度末の借入残高は、34 億 6,898 万 4,899 円となっております。

次に 25 ページ、キャッシュ・フロー計算書をお開きください。経営活動に伴う資金収支を明示するもので、1 年間の資金の増減状況を業務活動、投資活動、財務活動の 3 つに分けてあらわしています。最下段の資金期末残高は 63 億 4,648 万 745 円となっております。

27 ページからは、財務諸表付属明細書です。

29 ページから 34 ページにかけて収益費用明細書を、また、35 ページから 37 ページにかけて、資本的収支明細書を掲載しております。

なお、北九州市への包括業務委託の前年度比較表を第 25・26 号議案関係資料として作成していますので、併せてご参照ください。

次に、38 ページ、39 ページに固定資産明細書を、最後に、40 ページから 47 ページにかけて、企業債明細書を掲載しております。

以上で、令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより第 26 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○江上議長

賛成多数であります。従いまして、第 26 号議案は、原案のとおり認定することに決しました。
ここで、執行部入れ替えのため休憩といたします。議員各位は自席でお待ちください。

(休 憇)

○江上議長

休憩前に引き続き、会議を行います。
次に、日程第 15 第 27 号議案「令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 27 号議案を説明いたします。議案書の 27 ページをお開きください。
第 27 号議案 令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）について
令和 3 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。令和 3 年 10 月
14 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子
まず、今回の補正予算の概要につきまして、2 点申し上げます。
1 点目は令和 2 年度決算による前年度繰越金の確定等に伴う補正、2 点目は、押印廃止の取組に伴う
システム保守等委託料の増額補正です。
では、補正予算の説明に入ります。次ページ、一般会計補正予算書（第 3 号）1 ページをお開きください。
歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38 万円を増額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 6,873 万円とするものでございます。
補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。まず、歳入の説明をいたします。
8 ページ、9 ページをお開きください。
1 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目議会費負担金は、補正前の額 190 万 6 千円に対し 18 万 6 千円
を減額し、172 万円とするものです。内訳として、宗像市負担金、福津市負担金のいずれも 9 万 3 千円
の減額です。
2 目総務費負担金は、補正前の額 3,743 万 8 千円に対し 149 万 2 千円を減額し、3,594 万 6 千円とす
るもので。内訳として宗像市負担金が 85 万 5 千円の減額、福津市負担金が 63 万 7 千円の減額です。
3 目衛生費負担金は、補正前の額 1 億 3,922 万円に対し 741 万 5 千円を減額し、1 億 3,180 万 5 千円
とするものです。内訳として、1 節清掃負担金では、福津市負担金が 681 万円の減額、3 節保健衛生負
担金では、宗像市負担金が 34 万 7 千円の減額、福津市負担金が 25 万 8 千円の減額です。
4 目消防費負担金は、補正前の額 17 億 9,116 万 7 千円に対し 2,486 万 1 千円を減額し、17 億 6,630
万 6 千円とするものです。内訳としては、宗像市負担金が 5,693 万 8 千円の減額、福津市負担金が 3,207
万 7 千円の増額です。
なお、1 款の各目は、令和 2 年度決算による前年度繰越金の確定増額に伴うものであることから、い
ずれも減額補正しております。しかしながら、消防費負担金については、令和 3 年度の基準財政需要
額の算定結果を合わせて反映させたため、内訳で福津市負担金の部分においてのみ、増額が生じており

ます。これは、令和2年度の国勢調査で福津市の人口が大幅に増えたことによります。

次に、5款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金は、令和2年度決算による前年度繰越金の確定により、補正前の額1,505万3千円に対し、2万7千円を減額し、1,502万6千円とするものです。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金は、令和2年度決算による前年度繰越金の確定により、補正前の額2,810万円に対し、3,436万1千円を増額し、6,246万1千円とするものです。

次に、歳出の説明に入ります。10ページ、11ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費は、補正前の額3,517万5千円に対し、38万円を増額し、3,555万5千円とするものです。

これは、第21号議案でも触れましたが、押印廃止の取組を進めるにあたり、例規システム上で各種様式を改変する必要があることから、システム保守等委託料を増額するものです。押印廃止に関連するもので、約70件の例規を改正する必要があると見込んでいます。当初予算分の残見込額が約12万円であり、70件の改正で約50万円が必要と見込まれることから、38万円を増額するものです。

以上で、令和3年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより第27号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第27号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16 第28号議案「令和3年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 28 号議案をご説明いたします。議案書の 28 ページをお開きください。

第 28 号議案 令和 3 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）について
令和 3 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。令和 3 年 10 月 14 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

本補正予算は、令和 2 年度決算により、前年度繰越金が当初予算額を上回ったため、当該額を増額するとともに、見合う額を構成市の経常費負担金から減額するものです。

次ページ、急患センター事業特別会計補正予算書（第 1 号）1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

今回の補正は、歳入予算の内訳のみを増減する補正であり、予算総額の増減はありませんので、このような記載としております。補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目経常費負担金は、補正前の額 1 億 9,434 万 6 千円に対し、2,934 万 6 千円を減額し、1 億 6,500 万円としております。内訳としまして、宗像市負担金を 1,771 万 9 千円、福津市負担金を 1,162 万 7 千円減額しております。

次に、4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金は、補正前の額 200 万円に対し、2,934 万 6 千円を増額し、3,134 万 6 千円としております。補正額の内訳は、全て前年度繰越金によるものです。前年度繰越金が大幅に増額となった理由は主に 2 つあります。1 点目は、令和 2 年度の国からの補助金の増加です。令和 2 年度決算でもご説明しましたが、「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」が、予算額 880 万円に対し、決算額が 2,900 万円超えとなり、2,100 万円程上回りました。当該補助金は、来訪患者数によって額が変動するものでしたが、結果として患者数が少なかったことから補助金が大幅増となりました。

2 点目は、令和 2 年度の急患センター管理委託料の減額です。受託者である宗像医師会に支払う急患センター管理委託料について、毎年度清算をしていますが、令和 2 年度はインフルエンザの流行がなかったことから、検査キットの購入で不用額を生じ、約 700 万円の減額となりました。

以上で、令和 3 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 28 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第 28 号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで、執行部入れ替えのため、暫時休憩といたします。議員各位は自席でお待ちくださいますようお願いいたします。

(休憩)

○江上議長

それでは、休憩前に続き、会議を行います。

次に、日程第 17 第 29 号議案「令和 3 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 29 号議案を説明いたします。議案書の 29 ページをお開きください。

第 29 号議案 令和 3 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
令和 3 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。令和 3 年 10 月 14 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

補正予算書 1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,968 万円を増額し、総額を 9,379 万 4,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容につきまして、後ほど事項別明細に沿って説明いたします。

第 2 条の地方債の変更につきましては、4 ページの第 2 表 地方債補正をご覧ください。水道事業債の対象経費の増額に伴い、補正後の限度額を 7,900 万円とするものでございます。

まず、歳入の説明をいたします。10 ページ、11 ページをお願いいたします。

3 款繰入金 1 項 1 目 1 節福津市繰入金は、補正前の額 1,115 万 6,000 円に、218 万円を増額補正し、1,333 万 6,000 円とするものです。

また、6 款組合債 1 項 1 目 1 節本木簡易水道事業債は、補正前の額 4,150 万円に、3,750 万円を増額補正し、7,900 万円とするものです。内容につきましては、歳出で説明いたします。

次に、歳出の説明をいたします。12 ページ、13 ページをお開き下さい。1 款総務費 1 項 1 目 12 節委託料は、補正前の額 548 万 8,000 円に、801 万 1,000 円を増額補正し、1,349 万 9,000 円とするものです。内訳は、施設の老朽化による配水管の漏水修理が想定以上に発生し、今後の修繕費の不足が見込まれるため、包括委託料、需用費を 165 万円増額補正し 394 万 4 千円としております。

また、地方公営企業法を適用するために必要なシステム等管理業務委託料 537 万 1,000 円、例規整備業務委託料 99 万円を計上しています。今年度に入り総務省よりの強い指導があり、令和 4 年 4 月から地方公営企業法を適用する必要がありますので、今回、財務会計や料金のシステム改修等に必要な費用計上するものでございます。

2 款事業費 1 項 1 目 12 節委託料は、補正前の額 4,594 万円に、3,121 万 9,000 円を増額補正し、7,715 万 9,000 円とするものです。これは、県が行う県道飯塚福間線の道路改良の進捗に合わせて、前倒しして配水管の更新を行う必要が生じたためです。

4 款 1 項 1 目予備費は、補正前の額 45 万円に 45 万円を増額し 90 万円とするもので、配水管の漏水修理が想定以上に発生し、予備費を充用して対応したため、今後の不測の事態に備え増額補正するものです。

以上で、本木簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより第 29 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第 29 号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 第 30 号議案「令和 3 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 30 号議案を説明いたします。議案書の 30 ページをお開きください。

第30号議案 令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）について
令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。令和3年
10月14日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子
水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。

まず、第2条につきまして、当初予算で定めた業務の予定量の4 主要な建設改良事業 一般改良事業（配水施設費）を6億7,465万5千円に改めるものでございます。

第3条につきましては、収益的収入の第1款水道事業収益 第1項営業収益を73万9千円増額、第2項営業外収益を3万9千円減額し、水道事業収益合計で35億7,579万5千円とするものでございます。

また、収益的支出の第1款水道事業費用 第1項営業費用を2,075万7千円増額、第2項営業外費用を464万円減額し、水道事業費用合計で31億2,310万9千円とするものでございます。

第4条につきましては、当初予算の第4条に定めた資本的収入の第1款資本的収入 第3項補助金を1,600万円増額し、資本的収入合計で3億448万3千円とするものでございます。

また、資本的支出の第1款資本的支出 第1項一般改良費を3,381万9千円増額、第4項返還金を454万5千円減額し、資本的支出合計で16億5,508万2千円とするものでございます。

2ページをお開きください。第5条につきまして、予算第8条を第9条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に第5条債務負担行為を加えるものでございます。上下水道料金システム賃貸借に関するもので、期間は令和3年度から令和9年度まで、限度額を1億7,306万4千円とするものでございます。現在の料金システムで使用しているソフトウェアのセキュリティサポートが終了することからシステムを更新する必要があり、今年度にプロポーザルを実施してシステム選定を行うものでございます。

第6条につきましては、棚卸資産の購入限度額を2,400万円増額し、1億782万2千円とするものでございます。これは、資本的支出の一般改良費の増額に伴うものでございます。

次に4ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書ですが、この表は、一会计期間におけるキャッシュ・フローを業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示したものです。最下段、資金期末残高は59億4,821万747円の予定でございます。

6ページ、7ページをお開きください。令和3年度末時点の予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債資本合計それぞれ387億6,984万9,393円となる予定でございます。

8ページ、9ページをお開きください。事項別明細書でございます。まず、収益的収入及び支出の収入の部、1款1項営業収益 2目1節受託工事収益を70万円増額し、2,570万円とし、3目その他営業収益4節雑収益を3万9千円増額し、31万5千円とするもので、これは宗像市が施工する玄海小付近の砂山橋耐震化工事の着手前に、添架された古い水道管を撤去する必要があり、併せて宗像市の配管撤去を受託するため、その設計に係る費用を、起因者である宗像市から受け入れるものでございます。

次に、2項営業外収益 8目長期前受金戻入は、決算確定によるもので、3万9千円減額し、4億4,184万3千円とするものでございます。

支出の部では、1款1項2目配水及び給水費 15節委託料は、砂山橋に添架された古い水道管撤去の設計委託料を140万円計上するもの。また、当初見込みよりも漏水事故等による修繕が増加したことにより、北九州市への包括委託費のうち、配水管及び付帯設備の修繕費を3,000万円増額し、1億6,161万4千円とするものでございます。

3目受託工事費は、こちらも砂山橋の水道管撤去に併せて宗像市の配管撤去を受託するため、今年度

設計委託として、15 節委託料を 70 万円計上するものでございます。

6 目 44 節有形固定資産減価償却費は、令和 2 年度決算額の確定により、減価償却費を 1,134 万 3 千円減額し、11 億 9,310 万 6 千円とするものでございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入の部、1 款 3 項補助金 1 目 1 節国庫補助金を 1,600 万円増額し 6,600 万円とするものです。国庫補助事業を有効に活用し老朽管更新事業、水道施設情報システムの改良を積極的に進めるものでございます。

支出の部、1 款 1 項 5 目送水施設費 22 節工事請負費を 2,000 万円減額し 4,157 万 4 千円とし、6 目配水施設費 22 節工事請負費を 5,381 万 9 千円増額し 6 億 7,465 万 5 千円とするもので、水道施設等耐震化事業の国庫補助増額により、予定していた管路更新工事の見直しを行ったものでございます。

4 項返還金 1 目 60 節国庫補助金返還金は、454 万 5 千円を全て減額するもので、令和 2 年度決算により、消費税相当分の国庫補助金を返還する必要がなくなったことによるものでございます。

以上で、令和 3 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

（なしの声）

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより第 30 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第 30 号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は、全て終了いたしました。

なお、本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長にご一任頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。従いまして、字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長にご一任頂くことに決定いたしました。

議会開会時に述べましたとおり、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症への予防対策を講じながら、議事運営を行いましたところ、円滑に会議を進めることができました。これひとえに皆様のご協力のおかげでありまして、ここに謝意を表する次第でございます。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしましたので、令和3年第2回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。